

警報等発表時の措置について

1 自宅待機

午前7時の時点で、次の(1)(2)のいずれかに該当する場合は、自宅待機とする。

(1) 特別警報・危険警報・警報が発表された場合

対象地域（京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町）に、下表の「自宅待機」に該当する特別警報、危険警報、警報が発表されている場合。

① 特別警報・警報・注意報

区分	暴風	暴風雪	大雨	大雪
特別警報	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機
警報	自宅待機	自宅待機	—	—
注意報	—	—	—	—

※ 特別警報が警報へ切り替わった場合も、解除されるまでは特別警報と同様に扱う。

② 警戒レベル

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害
5（特別警報）	自宅待機	自宅待機	自宅待機
4（危険警報）	自宅待機	自宅待機	—
3（警報）	—	—	—
2（注意報）	—	—	—
1（早期注意報）	—	—	—

※ 河川氾濫の対象は、桂川下流・宇治川とする。

(2) 避難指示が発表された場合

学校所在地（伏見区「横大路学区」）に避難指示が発表された場合。

2 自宅待機の解除

「1 自宅待機」の特別警報・危険警報・警報や避難指示が解除された場合は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時までに解除された場合、3限以降の授業を行う。（10時30分からSHR）
- (2) 午前11時までに解除された場合、5限以降の授業を行う。（13時00分からSHR）
- (3) 午前11時時点で解除されていない場合、臨時休業とする。

3 その他

- (1) 居住地域に避難指示等が発令された場合は、自治体の指示に従い、適切な避難行動をとること。
- (2) 登校中、登校後に警報等が発表された場合、もしくは発表されるおそれがある場合は、生徒の安全確保を最優先とし、学校待機や速やかな下校など、状況に応じた指示を行う。